

議 長 日程第1「議案第57号松田町寄自然休養村管理センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（産業厚生常任委員会報告）」を議題といたします。本案については、産業厚生常任委員会の審査報告を求めます。委員長中津川定雄君。

産業厚生常任委員長 それでは、委員会報告をさせていただきます。

令和7年12月4日。松田町議会議長 南雲まさ子殿。産業厚生常任委員会委員長 中津川定雄。

産業厚生常任委員会報告書。

本委員会は、令和7年12月4日に委員6名全員出席のもと、役場4階大会議室において委員会を開催し、令和7年第4回議会定例会において付託された「議案第57号松田町寄自然休養村管理センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を審査しましたので、次のとおり報告します。記。

1. 審査の結果。採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決定しました。
2. 審査の内容。参事兼観光経済課長及び担当職員出席のもと、松田町寄自然休養村管理センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、今後の利用見込み、同類施設の料金の比較等詳細な説明を受け、質疑を行い慎重に審査しました。

審査の結果、適切なものであると判断しました。

なお、次の項目について申入れをします。

(1) 利用料金については、あくまで上限額であるので、実料金を設定する際には慎重に検討されたい。

(2) 宿泊施設の利便性を高めるように備品等の充実を図られたい。

(3) 料金の改定を行う際は、事前に十分な周知を図られたい。

以上です。

議 長 産業厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。それでは、質疑に入ります。

12番 寺 嶋 それでは、何点か伺います。

まず、今後の利用見込みということで、どの程度の見込みが想定されるのか

お伺いします。

それから、同類施設の利用料金比較ということでは、他町の施設と比べると、高いかなという感じするんですけども、それはどういうふうな議論になりましたでしょうか。

3点目は、利用料金のほうで上限ということなんですけども、実料金の設定の際には慎重にされたいということなんです。1万円だとかそういうことについてね、何段階かのシミュレーションというのは説明あったのか、それはどういうふうな議論されたのか、お伺いをいたします。

産業厚生常任委員長　　まず1点目のですね、今後の利用見込みについてということなんですけども。担当課のほうからですね、年間の営業シミュレーションを示していただきました。これは子供のですね、合宿を想定して試算した、上限値でですね、試算したシミュレーションなんですけども。収入としてはですね、宿泊料とか温浴利用、あとは会議室の利用料とかですね、あとは施設の利用料の他ですね、売店等の販売手数料が収入としてございます。

支出としてはですね、人件費の他ですね、管理センターの管理に必要な経費が見込まれて。収入としての計はですね、大体全部で1,270万円ほどです。支出がですね、試算ですと約980万円。差引き約290万円がですね、収益ということになりますけれども。これはあくまでも上限値としてですね、料金を試算したものでございますので。今の1万円と7,000円ですね、料金設定についてはですね、シミュレーションの中では妥当であるというふうな判断をいたしました。

それから、2点目のですね、料金の比較なんですけども、全員協議会のですね、資料にもございましたけれども、横浜市や静岡県、山梨県の五つのですね、宿泊施設の料金についてですね、金額だけではなくてですね、その施設の写真なども照らし合わせた中でですね、1万円、7,000円という料金についてはですね、妥当であるというふうな委員会の中では判断をいたしました。

3点目のですね、先ほどシミュレーションということがお話があったんですが、それ一番最初の質問とちょっと重複するので、それはよろしいでしょうか。

以上です。

1 2 番 寺 嶋 おおよそ分かりましたがね。採決の結果では賛成多数ということなんで、全員が賛成じゃないんで、そういう相違点と申しますか、相違どのような意見になりましたでしょうか。お伺いをいたします。

産業厚生常任委員長 1万円、7,000円についてはですね、少し上限額としては高いのではないかなという意見がありました。以上です。

1 2 番 寺 嶋 終わります。

8 番 田 代 1点だけ質問させてください。

宿泊料上限額1万円ということなんですけれども、基本的には管理センター、食堂が入ってしまして別料金のように私は思っています。一般的には民宿、ホテル1泊2食付幾らというふうに表記あるんですけれども、この場合は飲食代が入っていないと思うんですけども、そういったことを踏まえて、実勢価格としてスタートするときに、幾らぐらいの宿泊料を想定したか、そういった議論はされたでしょうか。

産業厚生常任委員長 実際の料金を設定する際にはですね、やっぱり近隣に民宿等もありますので。今、民宿がですね、1泊2食で約7,500円という料金ですので、民宿のですね、運営を圧迫させないようなですね、料金設定が必要であると思います。今回の宿泊料1万円、7,000円についてはですね、当然、食事料とかね、これは含まれていませんので、その辺はですね、先ほど言いましたけれども、民宿さんの経営、運営側に圧迫ないようなですね、料金設定をしていただきたいというふうに思っています。これは委員会からの意見と同じです。

8 番 田 代 委員会の席で料金の改定を行う際には、十分な周知を図りたいと。

それと一番で料金については、あくまでも上限額であり、実料金を設定する際には慎重に検討されたいということは、今のお話のように民宿辺りの上限額を参考に定めたいと、そういうことで議論されたということで理解させていただきました。ありがとうございます。

議 長 他にございますか。よろしいでしょうか。この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第57号松田町寄自然休養村管理センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に対する委員長の報告は可決です。議案第57号松田町寄自然休養村管理センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数でございます。よって、本案は委員会報告のとおり可決されました。